

大口町告示第60号

大口町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年8月25日

大口町長 森 進

大口町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する要領

大口町特別融資制度推進会議設置要領（平成6年大口町告示第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第5項を次のように改める。

5 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第3条の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとする。ただし、慎重な審議が必要な場合は、イの方法によるものとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付の認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

イ 推進会議は、慎重な審議を必要とする借入額が2,500万円（法人にあっては5,000万円）を超える場合等には、以下の方法により、推進会議が審査することとする。

（ア）事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。

（イ）事務局は、直接関係を有する構成員全員に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む）を送付する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。